

マイナンバー（共通番号）制度の仕組みと問題点

白石 孝

1. マイナンバー（共通番号）制度の仕組みを理解することが出発点

まず、「マイナンバー」という用語の説明から始めます。法律の正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、略称は「社会保障・税番号法」あるいは「番号法」となっており、マイナンバーは法律用語ではありません。民主党政権時に公募で選ばれた「通称」なのです。私はこの通称は制度を正確に表現していないので不適切だと思いますが、マスキミをはじめ政府や自治体広報でも幅広く使用しているの、やむを得ず使うことにします。

なぜ名称にこだわるのか。番号制度は世界でもある程度の国で実施されていますが、内容には様々な違いがあり、一口に番号制度がいいとか悪いとかを言えないからです。番号とカードという二つの要素をきちんと見分けることが大切です。各国番号制度との比較検証は後記しますが、評価のポイントは次のとおりです。

- ・ 番号 生涯不変かどうか、見えるか見えないか、利用分野が限定されているか無限定か。
- ・ カード IC仕様かプラスチックか紙か、あるいは無いか、目的ごとに別個なのか一枚か、取得は義務か任意か。

日本でこの度実施する制度は、スタート時点こそ限定的な行政分野での番号利用と任意取得によるカード制度です。しかし、法律本体を全面实施（施行）する前に改定法を成立させ、さらには閣議決定で番号の民間利用やカードの全員取得化を方向付けるといふ想像を絶する拡張路線に入っています。消費税率引き上げに係る軽減対策に実質強制的カード利用を打ち出すなど、支離滅裂さは半端ではありません。

では、この観点をふまえ、番号とカードを主とした仕組みの解説を進めます。

(1) 個人番号の付番と通知カード

番号法の施行日が二〇一五年一〇月五日とされているのが番号の付番です。付番対象は、日本に

住む住民登録をしているすべての人（日本人及び在留外国人）で、住民票コードを元に新たな二桁の個人番号が付けられ、「通知カード」により「登録世帯」単位に「簡易書留」で通知されます。一〇月中旬から十一月いっぱいかけての配達と言われていますが、郵政内部の情報では、他に大量の簡易書留の配達や年賀状商戦もあり、年内配達も覚束ないと聞きます。

五四〇〇万通の簡易書留が果たして全部配達されるのか、あるいは配達されたことで問題が起きないかが注目されます。簡易書留は転送不可なので、昼間不在世帯には手渡されず、住民登録と実際の居所が異なる方にも届きません。東日本大震災で被災し、避難されている方、長期入院・入所されている方なども、八月二四日から九月二五日までの間に自治体へ届け出ないと届きません。ドメスティック・バイオレンス（DV）あるいは児童虐待で自治体に手続きをされていない方の場合には、加害者に通知カードが届く恐れもあります。人口流動が多い新宿区では不達率二〇％と想定していますが（『自治体ソリューション』二〇一五

年四月号で、総務省は九月二日、五%Ⅱ二七五万の世帯に届かないというサンプル調査結果を公表しており、どちらにしても相当程度届かないことになるでしょう。後処理はJ-ILIS（地方公共団体情報システム機構）ではなく、住民登録自治体で全件処理を行うようになりますので、後記するように自治体の負担も相当なものになります。

(2) 個人番号カードとワンカード化と生体認証

通知カードと一緒に個人番号カードの申請書も同封（形式は一体的）されます。個人番号カードは強制ではなく申請により交付、つまり任意取得のカードです。しかし政府は多くの人に持たせようとやっきになっており、初年度（二〇一六年一月～三月）に一〇〇〇万枚、二〇一六年度に五〇〇万枚の無料化予算を盛り、二〇一三年以降の住基カード発行総数約八〇〇万枚を一気に追い抜こうとしています。自民党は二〇一九年三月までの三年三月で八七〇〇万枚の発行をめざすという計画を公表しています。

申請は、通知カードに同封されてくる申請書に自分で写真を用意し、返信用封筒で申し込むのが基本ですが、スマホ、アイフォンなどでのWEB申請もできるようになっています。ところが、二〇一五年四月頃から「会社ぐるみ」での一括申請方式を打ち出し、八月に入ってから学校法人丸ごと申請も言い出しました。国家公務員には二〇一六一月から順次職員証として所持させ、総務省

も地方自治体に対して職員証とするように働きかけています。

さらに二〇一五年五月には「マイナンバー制度 利活用推進ロードマップ」（図表1）が公表され、二〇二〇年を「ターゲッティヤー」とし、「ワンカード」化、生体認証（指紋、虹彩など）の登録までが狙上にあがりました。番号カードを大半の人に所持させ、二〇一九年三月に八七〇〇万枚を交付済みとした段階で、義務化法案を出し、国家身分証にしていくことが危惧されます。

(3) 安倍政権のあぶない野望

民主党政権が二〇一二年二月に閣議決定、国会上程した最初の番号法案は、「社会保障・税番号」法案でした。その是非はさておき、社会保障「充実」を民主党なりにめざしたといえます。

ところが、二〇一三年五月に番号法が成立、公布して以降、安倍政権は方向を大きく変えていきました。IT総合戦略本部に軸足を移したことがその典型です。そして、「自民党IT戦略特命委員会マイナンバー利活用推進小委員会」が二〇一五年四月二二日に開催され、その「平井卓也プラン」が、五月二〇日開催の前記ロードマップ案として、IT総合戦略本部マイナンバー等分科会に資料提出され、以降、次のような政府方針になりました。

○ 五月二九日、産業競争力会議課題別会合提出「IT利活用促進に向けた取組について」

（内閣官房IT総合戦略室）

○ 六月三〇日閣議決定

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2015
- ・ （内閣官房、内閣府本部）
- ・ 日本再興戦略改定2015（内閣官房）
- ・ 世界最先端IT国家創造宣言改定（IT総合戦略本部）

2. 番号制度、その他の特徴と問題点

(1) 法人番号

初めて法人にも一三桁の番号が付けられます。

強制付番と任意付番とがあり、当面は、株式会社・有限会社、社団・財団・社会福祉・学校・医療・宗教・NPO法人など登記法人に付番されます。

しかし、所得の捕捉と情報連携とが目的なので、人格なき社団も視野に入っているとみるのが妥当でしょう。国税当局が今後どの程度対象を拡大させるのか、予断を許しません。なお、法人番号は変更不可で、公開されます。

(2) 膨大な経費

二〇一三年の法案国会審議の際には、導入当初二〇〇〇億～四〇〇〇億円、以降の運営経費数百億円と大雑把な説明でしたが、二〇一四、二〇一五年度予算から徐々に具体的な数字が見えてきました。今のところ二カ年度で二二〇〇億円が計上済みです。

しかし、これは政府の直接的な予算であり、別に地方自治体の持ち出しが約三〇〇〇億円とされ、なおかつ民間の経費（社会的インフラコスト）は想定すらされていません。すべての法人や事業者が何らかの対応をしなければならないので、社会全体では一兆円を超える相当な額になるでしょう（浦野広明立正大学客員教授は、ICT業界の売上げは三兆円と述べている）。

(3) 法定受託事務

住基ネットは「自治事務」でした。根拠となった住民基本台帳法の三分の一にも及ぶ大改正でしたが、それでも自治事務の原則は変えませんでした。その結果、東京都国立市や福島県矢祭町のような住基ネットへの不参加や離脱が現実化しました（当初は横浜市や杉並区など多くの自治体も不参加を決断）。

しかし、今回、個人番号付番と個人番号カード交付事務は「法定受託事務」と大きく変更されました。まさに、今回の番号制度は国策そのものです。

(4) 官に限定で利用も例外規定が曲者

「官の分野に利用を限定」するので安心と言われていましたが、当初から例外規定を盛り込み、政令公布により二六項目が明記されています。捜査関係での利用には歯止めがなく、特定個人情報保護委員会のチェックすら効かないのです。

(5) 付番から漏れる少数者

番号制度の付番の原則は、住民票コードから一桁の個人番号を組成するとなつていいますので、住民票コードを持っていない人は、番号制度から「漏れる」ことになります。公的サービスからも排除されることに繋がるかどうかが懸念されます。また、通知カードは世帯単位で送付されますので、DVや児童虐待被害者でトラブルが発生しないか、登録地と異なる場所に暮らしている場合はどうなるかなど、二〇一五年一〇月以降にトラブルが発生することが心配です。

(6) 中間サーバーの危うさ、遅れる準備

情報連携ネットワークの核となる「中間サーバー」、民間事業者でのトラブルなど、多くの課題があり、自治体や民間事業者の準備も遅れ、本場にスケジュール通り実施可能か疑問視されています。

3. 自治体の状況

(1) 特定個人情報保護評価

すでに特定個人情報保護評価が実施されています。これについては、人口規模で義務かどうか区分されますが、人口や個人情報件数で差別化することはおかしな話です。また、国の指示通りのおさな

りな評価であり、内容をきちんと追求することが大事です。自治体からすると「ブラックボックス」になつている「中間サーバー」の評価などできるはずがないのに、評価済みとするようないい加減です。さらに、八月七日の衆議院内閣委員会で池内さおり議員（共産党）が注目すべき追求をしています。行政機関がマイナンバー（共通番号）に対応するため情報システムを改修する際、国の第三者機関の承認を得ることが、番号法で定められているにもかかわらず、これまで自治体が行った一万七千件のすべてで、承認手続きを行っていなかったことが明らかになりました。

違反が判明したのは、第三者機関、特定個人情報保護委員会による承認手続きです。マイナンバー制度では、情報システムが個人情報保護できる仕組みとなつているか、事前に「特定個人情報保護評価」（PIA）を義務づけ、安全性の柱としています。その際、自治体などが作成したPIAの評価書について、委員会の承認を得た上で、公表することが番号法二七条で定められています。池内議員は、これまでに各自治体が公表した一万七千件について、「委員会の承認を受けたのか」と質問。委員会の其田真理事務局長は「委員会の承認を受けておりません」と明らかにしました。

自治体の評価書は承認の対象から「除かれる」と強弁する向井治紀内閣官房審議官に対し、池内議員は、二〇一三年五月の参院内閣委員会での向井氏の国会答弁を紹介。「（向井氏自身が）承認すると国会で述べながら、実際はしていない。法律

違反の状態で、突き進むことは許されない」と批判しました（池内議員HPより引用）。

(2) 個人情報保護条例

大半の自治体議会では九月定例会に個人情報保護条例改正案が提案されました。その基本は、番号法に対応させた改正で、個人番号を含むものを「特定個人情報」と規定し、それへの整合性を図る内容でした。

しかし、番号法一九条一三項条自体が「捜査や公益のためと政令で定めた例外規定」を定めるという大きな問題があり、いくら番号法に条例を合わせるだけとしても、そういった観点からは条例改正案には賛成することはできません。

(3) 自治体独自利用の検討

図書館利用証、印鑑登録証明などをカードで利用するためには、条例で定める必要があり、議会にかけられますが、拡大させないことが肝心です。ただし、個人番号カードの公的個人認証機能を用いたコンビニでの各種証明書発行などは、条例改正を必要としないものもあり、個々に見極める必要があります。

九月定例議会では、例えば高知市が議会に次の条例案を提案しました。独自活用するのは、乳幼児医療費助成、困窮世帯への就学援助、市営住宅への入居、健康増進法に基づくがん検診の費用負担免除

などです。これは、個人番号を活用することで事務の効率化を図るという内容で、市営住宅に入居する際、提出しなければならない住民票や所得証明書が不要となったため、医療費助成や就学援助については、一月一日時点で高知市外に住んでいた人は所得証明書の提出が必要だったが、全面的に不要となるとしています。ただし、自治体間で情報がやりとりできるネットワークシステムの稼働が二〇一七年七月なので、それ以降の適用とのこと¹です。

(4) 財政・自治体の持ち出し

住基ネット以来、一貫して自治体の首長を代表して推進の委員会等に参加していた清原慶子三鷹市長が、自らも委員になっているIT総合戦略本部のマイナンバー等分科会（二〇一五年五月二〇日）で、「平成二七年度予算に約五億四六〇〇万円を計上したが、国の補助額は約一億二一〇〇万円と二二％にすぎない」とまで言わざるを得ないほど、自治体の持ち出しが増え、市長会も繰り返して全額補助を求めています。後記する参議院内閣委員会の付帯決議でも、財政面での対応を国に求める項目が入っていますので、この点については、市長会、与野党国会議員共通の認識になっています。

(5) 通知カード未達対応、カード発行時の本人確認、住民移動最盛期のカード処理など

不達となった通知カードの後処理はJ-LIS

ではなく、住民登録の自治体で、全件処理を行うようになります。例えば兵庫県高砂市議会での当局答弁は次の通りです。

「不達は高砂市（住基人口九万四千人）で二千通と予測。改めてその不達分に送る二千通分の郵便料（普通郵便）が計上されました。再配達で二五％は判明する（例えば転居して郵便の転送をにかけていた場合、簡易書留では転送不可なので送られないが、改めて送れば転送されるので判明する）ので五〇〇通を改めて送る書留代として計上されています。」（井奥雅樹市議からの報告）

また、二〇一六年一月～三月期で政府は一〇〇〇万枚の交付を計画しており、全人口の約八％にあたる数を自治体窓口でわずか三カ月間に交付するというすさまじさです。

そのうえ、三～四月の住民の大量移動時期に、住所変更をカードの裏面に裏書をしなければならず、窓口はパンク状態になりかねません。自動裏書機を導入する自治体もあります。

4. 番号法本体の施行前に民間利用に踏み込んだ改定法を可決、日本年金機構は尻尾切りにされた

(1) 市民団体および自治体議員による声明

二〇一五年六月一日に日本年金機構から一〇〇万件を超える年金データが流出した事件をうけ、私たち「共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡

会」(略称「共通番号いらないネット」)は六月八日に緊急記者会見を行い、声明を発表、政府に送付しました。

また、七月六日には自治体議員一〇四名が連名で同趣旨の下記共同アピールを発しています。

私たちは、番号利用拡大法案の廃案及び番号法一〇月施行の延期を求めます

△趣旨▽

私たちは六月一日に明らかになった日本年金機構からの大量の年金データの流出事件は、年金機構だけが特別に問題を抱えていたと見ていません。現代社会では、ＩＴに関わる事件や事故はシステムでも人的にも起こることを前提とすべきです。そして、安倍政権が今後進めようとしている「マイナンバー(共通番号)制度は、年金機構以上に個人情報流出の可能性がある危険な制度と言わざるをえません。

しかし、政府も全国市長会も年金問題とマイナンバー問題とを別のものとして扱い、全国市長会にあつては、六月一〇日に緊急決議をあげ、マイナンバー制度の計画通りの実施を求めています。

私たち自治体議員は、この間議会において多くの議員が質問をしてきましたが、そこからは制度の安全性や利便性、また自治体としての強い責任感を確信できる答弁は得られませんでした。そこで、自治体議員連名(これまで取り組んできた経過から前・元職を含む)により、下記の点を全国知事会、市長会、町村長会そして政府に対して求めます。

△要請事項▽

- 1 年金情報流出事件徹底説明、番号利用拡大法案を廃案に
- 2 番号の通知を延期、導入スケジュールを全面的に見直すこと
- 3 年金システムの開発を停止し、共通番号制度そのものを撤廃

(2) 二〇一八年度から預貯金口座に番号を紐づけ、いよいよ民間利用に

ところが、八月二〇日に日本年金機構が内部調査報告書を、二一日に厚労省の第三者委員会が調査委員会報告を発表すると、それを待っていたかのように、六月四日の審議を最後に番号改定法案審議を止めていた参議院内閣委員会が、八月二七日に審議を再開し、その日の午後には、民主党から提出されていた、年金との情報連携のみを分離・延期する修正案を含めて採決してしまいました。本法が実施されない前に改定法が提出され、衆議院本会議で九月三日に可決、成立というあり得ない政治手法も大きな問題です。なお、改定番号法の骨子は以下のとおりです。

政府資料(二〇一五年二月一六日、内閣府大臣官房番号制度担当室)より

『世界最先端ＩＴ国家創造宣言』(平成二六年六月

二四日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1 預貯金口座へのマイナンバーの付番
① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。

② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2 医療等分野における利用範囲の拡充等
① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。

② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。

② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

この預金口座への個人番号ひも付は、生涯変わらない個人番号を民間分野でも広く利用することに大きな一歩を踏み出したことになります。民間分野での番号利用は、大量の情報流出につながり、成りすましや詐欺犯罪に大きく道を開くことになります。

(3) 参議院内閣委員会の附帯決議で、生体情報に踏み出す

八月二十七日、参議院内閣委員会での採決の際、自民、公明、民主、日本を元気にする会、次世代の党委員が共同で一五項目からなる附帯決議を提案しました。

そこには、「12 個人番号カードの公的個人認証機能の利用時における本人確認方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ簡易な方法を検討すること。」という信じられない内容が盛り込まれています。これはとんでもない提案で、カードの全員所持、生体情報入力、常時携帯へと二〇二〇年を目標に突き進むということです。「安心安全社会」と言いながら、戦争法を支える国内治安管理強化にカードが使われることになります。

5. 番号制の違いを正確に把握することと分野別番号制度の整備を検討すべき

(1) 多くの人が共通番号制と個別番号制を混同
共通番号制先進国の今

マイナンバー推進派もマスコミも政治家も番号制の基本を正確に理解していないのか、混同あるいは意図的に歪曲しています。

マイナンバー制度と同様の制度を実施しているのは、韓国やスウェーデン、エストニアなどほんの一部ではありません(図表2)。

その韓国では広く民間分野で同じ個人番号が使用され、インターネットでも「実名制」を導入(二〇一二年八月、憲法裁判所で違憲判決が出て見直し)、携帯電話も番号確認で販売されたため、個人番号に紐づいた個人情報大量に流出する事態となりました。スウェーデンは、高福祉高負担を担保するため、住民登録情報ばかりか所得・資産情報も公開されており、日本がそれに倣うことは想定すらできません。

日本と同じ付番制度ではありませんが、民間で広く個人番号(社会保障番号)が使用されたアメリカでは、5%の世帯が成りすましなどの被害に遭い、国防総省では社会保障番号使用を止め、独自番号に切り替え、高齢者医療制度(メディケア)でも個人番号使用を止める大議論が起こっています。

G8(米、加、英、独、仏、伊、露、日)諸国

で、日本と同様の住民登録付番、官民共通分野利用、ICカード化という国はなく、ドイツやイタリアは納税分野に限定した番号制度を導入していることから明らかなように、いわゆる「先進国の番号制度」では実施していない選択を日本はしようとしているのです。

(2) 社会保障・税の一体改革イコール共通番号制度ではない

共通番号制ではなく納税者番号制度を実施しているオーストラリアでは、納税者番号が強制ではないうえ、例えば信用度の低い取引相手には番号を告知せず、その時は最高税率で源泉徴収しても、確定申告時に還付請求ができる仕組みになっています。そして「記入済み申告書」、つまり、税務当局が年間を通じて納税者の所得情報を把握し、それを記入した申告用紙が送られてくるということまで可能になっています。

消費税率引き上げに関わる逆進性対策をめぐる自公民の考え方は不一致で、マイナンバー制度導入当初の理由のひとつはなくなっています。さらに、給付付き税額控除に類した制度は、マイナンバー制度と同様の番号制度を実施していないイギリス、ドイツなどでも導入されており、必要十分条件ではありません。

これまで見てきたように、マイナンバー制度は利点よりはリスクが多い番号制度です。基本的には制度の全面的な見直しをすべきです。しかし、

＜図表２＞ 主要各国の番号制度比較（簡易版）

制度の骨格	番号制度の大まかな呼称	国名	主な特徴
官民共通番号制度	住民登録番号＝強制付番	韓国	大量流出、成りすまし被害が深刻化、制度への疑問の世論増加、生涯不変の番号違憲訴訟も
		シンガポール	官民広範囲に使用、管理国家的利用
		スウェーデン	官民広範囲に使用、住民登録・所得情報は公開
		エストニア	官民広範囲に使用、個人情報意識が日本とは異なる
	社会保障番号＝任意付番	米国	成りすまし被害が深刻化、共通番号制度見直しの動き
		カナダ	2000年から民間での番号利用を禁止、07年からはカードも廃止

今の国会議席からしても、制度の全面的な見直しを実現することは相当に困難です。一方、社会全体の周知度・理解度は各種世論調査結果からも低く、自治体や事業者の準備も遅れていることから、最低限施行延期すべきですし、無理な要求でもありません。法律の公布から三年以内で施行とされていますから、施行令の延期は可能です。世論を「当分の延期」へと高めていき、その過程での全

限定的な番号制度	市民サービス番号＝強制付番	オランダ	全ての行政機関で使用。運転免許証、旅券等に番号記載。民間使用で共通番号化の方向。
	納税者番号	ドイツ	番号は税務のみに使用
		オーストラリア	かつて共通番号制を認めない国民議論を行った末、納税番号に転換。
		イタリア	出生時付番、住民登録カードもある
	国民保険番号	イギリス	社会保障、税に使用。顔写真・指紋入力のICカード化は撤廃。
	社会保険番号・住民登録番号併用	オーストリア	分野ごとの個別番号、符号で連携
	社会保障番号	フランス	ICカード交付。医療サービス目的。国家身分証明カードには番号未記載

（注記：制度の呼称は厳密ではない）

面的な見直しの機運を作っていくたいと考ええます。具体的には「個人番号カードを普及させない」取り組みが重要です。通知カードは、運転免許証などと併用することで、税や福祉関係の手続きに支障はなく、あえて個人番号カードを申請しないことを広く呼びかける必要があります。会社や学校挙げての個人番号カード一括申請はしないよう

に働きかけることも大切です。ましてや就業規則に盛り込むことには反対すべきです。

6. 最後に「イギリス保守党の政治思想と日本自由民主党のそれとの大きな落差

イギリスでは二〇一〇年五月六日総選挙で労働党が敗退し、保守党と自由民主党の連立政権が誕生しました。同年五月一二日に、三一項目から成る連立政策協定を締結、発表しています。

協定項目第三「市民的自由」では、前労働党政権下で弱体化された市民的自由の回復のための政策プログラム実施が盛り込まれました。これらのうち最も重要なのは、①ID・身分登録証明番号カード制の廃止、国家身分登録台帳の廃止および次世代型生体認証式パスポートの導入撤回、②監視カメラ（CCTV）の濫設規制、③保護者の許可なしに学校で子どもの指紋採取の禁止、などです。

二〇〇六年、前労働党政権は、ID・身分登録証明カード法を制定し、国民全員に順次、身分登録証、番号カードを導入、二〇一三年に義務化する政策を実施しつつあったのです^{2）}。

番号法改定法案の国会審議で、山本太郎参議院議員の質疑に関与した過程で、注目すべき保守党政治家の演説を見つけた、連立政権誕生一年前に当時保守党党首だったキャメロンが以下のよう演説（二〇〇九年六月二五日、保守党党首として、ロンドン大学にて演説）をしているのです。

「過去一二年間で労働党政権は、人々の自由と

政治的な責任を薄めてしまった。私は本日、この二つについて話したい。

今日われわれは、コントロールされた国家に暮らす危険にさらされている。ほとんど百万もの無実な人々が、世界でもっとも巨大なDNAデータベースのウェブに捕まりかけている。

DNAデータベースの社会、それはどんな独裁政権よりも強い社会だ。影にある大きな力が、あなたの玄関を無理やり通れるよう、政府当局にお願いをしている。そしてすぐに、われわれは指紋や、目の虹彩や、個人情報を押しかけがましいIDカードの強制力によって開け渡さなくてはならなくなる。(中略)

国家の触手は、あなたの捨てたゴミでさえ、美しいジュシーな情報として、満遍なく探すことができるようになるだろう。一方で、われわれは、国民と国家の間の力の不均衡の中に、自分たちを置かなくてはならないのだろうか。(中略)

二〇〇七年のプライバシーインターナショナル(註：英国のプライバシーNGO)による世界ランキングは、イギリスのプライバシー保護について四七國中四三番目にランキングした。ヨーロッパの中で最低である。ロシアと中国よりちょっとだけいい程度だ。

およそ五〇〇万人もの労働者のDNAデータベースについて、政府は犯罪と戦うため、という。しかし、ほとんどの人々は、完全なる無実なのに。そして、さらに多くの無実な人々として、子供たちがいる。これは、世界でもっとも圧政的な政治

であり、懸念を呼ぶ事態である。これが今、まさにここで起きているのです、ここ、イギリスで。

(中略)

カードにより、五〇の詳細な個人情報があるあなたのプライバシーをコントロールから飛び出して、国のコントロール下に移されてしまいます。名前だけじゃない、住所や、生まれた場所、そして、それだけではなく、あなたのイメージや、署名、指紋も、多分目の虹彩や顔の輪郭も。もし、カードを取得しなければ、罰金を科せられる可能性もあり、公的機関で働く人たちは、まず最初に登録を余儀なくされます。(中略)

もし、われわれが、国家が自分たちをコントロールすることをやめたいならば、われわれは、この監視国家に立ち向かわなくてはなりません。われわれは、IDカード計画を廃止します。そして、われわれは、無辜の人々のデータを、DNAデータベースから取り除きます。^③(抄訳：新津久美子) このように各国の番号制度を比較して分かるように、番号とカードとで国民(在留外国人を含む)を管理するのは、大きな政府だとか独裁政権の国が大半です。日本の自由民主党はいつからかういった国に仲間入りしたのでしょうか。

【註】

(1) 高知新聞「高知市がマイナンバーを7事務で独自利用 条例案提出へ」二〇一五年九月一四日。

(2) プライバシーNGOのプライバシー・インターナショナル・ジャパンの『CNNニュース』第

六二号から引用。

(3) BBC NEWS | UK | UK Politics | Cameron's data speech in full (http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/8119047.stm)

【参考のサイト】

・ 共通番号・カードの廃止を求める市民連絡会(共通番号いらないネット)

<http://www.bango-tranai.net/>

・ マイナンバー 社会保障・税番号制度について(内閣府社会保障制度改革室)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

【参考図書】

・ 白石孝・清水雅彦『マイナンバー制度番号管理から住民を守る』(自治体研究社、二〇一五年四月)

・ 白石孝・石村耕治・水永誠二編著『共通番号の危険な使われ方 マイナンバー制度の隠された本質を暴く』(現代人文社、二〇一五年三月)

へしらいし たかし・プライバシーアクション代表

／共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会世話人▽